

○国土交通省告示第七百四十九号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第十条第三号ロ及び第四号ロの規定に基づき、建築基準法施行令第十条第三号ロ及び第四号ロの国土交通大臣の指定する基準を定める件（平成十九年国土交通省告示第千百十九号）の一部を次のように改正する。

令和三年六月三十日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第十条第三号ロ及び第四号ロの国土交通大臣の指定する基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 平成十四年国土交通省告示第四百十号第一から第八まで</p>
改正前	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第十条第三号ロ及び第四号ロの国土交通大臣の指定する基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>（新設）</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。